佐賀県告示第 306 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２第１項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託した。

令和８年 11 月 13 日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日	委託年月日	対象となる歳入等又は歳出
株式会社スノーピーク	新潟県三条市中野原 456 番地	令和８年４月３日	令和８年４月 18 日	佐賀県立吉野ヶ里歴史公園入園料及び駐車料